

令和3年度

第1回 金沢市屋外広告物審議会（書面会議）

審議案件

議案第1号

屋内広告物に対する効果的な規制の検討について
（検討会の設置について賛否伺い）

議案第2号

のぼり旗の掲出基準の検討について（意見聴取）

議案第3号

ラッピングバスガイドラインの改定の検討について（意見聴取）

<添付資料>

委員名簿

書面表決書

議案書 第1号～第3号

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（のぼり旗関係抜粋）

金沢市ラッピングバスガイドライン（平成25年4月1日策定）

金沢市屋外広告物審議会委員名簿

(50音順)

浅田 久太	金沢市観光協会 理事	
飯田 栄治	金沢学院大学 教授	
川島 正近	石川県警察本部生活安全部生活安全捜査課長	(新)
沢田 史子	北陸学院大学短期大学部 教授	
竹内 憲一	石川県土木部都市計画課長(兼)景観形成推進室次長	(新)
土田 佳弘	石川県屋外広告業協同組合 常任相談役兼理事	
寺井 剛敏	金沢美術工芸大学 教授	
中島 祥博	金沢市商店街連盟 会長	
中田 廉子	公募委員	
中出 健作	弁護士	
福岡 澄子	公募委員	
宮下 智裕	金沢工業大学 准教授	
山岸 敬秀	石川県建築設計監理協会 副会長	
渡辺 幸男	石川県屋外広告士会 常任相談役兼副会長	

屋内広告物に対する効果的な規制の検討について

1 目的

本市では、屋外広告物法の規定に基づき「金沢市屋外広告物等に関する条例」を制定し、屋外広告物等に係る規格の基準等を地域毎にきめ細かく設定することで、良好な広告景観の形成を図っている。しかし近年、屋外に向けて表示する意図で、規制の対象とならない屋内に広告物を設置するもの（いわゆる屋内広告物）が見られ、こうした事例が郊外からまちなかへと拡大してくることによって、良好な景観の形成や風致の維持に著しい影響を及ぼしている。

そこで、いわゆる屋内広告物に対しても、屋外広告物と同等の実効性ある効果的な規制について、条例改正を視野に検討を行うこととする。

2 検討会の設置について（賛否を伺う案件）

屋外広告物等及び景観計画に関する重要事項として、今回、屋内広告物の規模、形態意匠、安全性等に関する事項を専門的に調査、検討するため、屋外広告物審議会、同審査会、景観審議会及び同建物部会の委員並びに屋内広告物等に関し知見を有する者から8名を委嘱し、機動的に検討を行うこととする。

検討会での検討内容及び検討結果については、屋外広告物審議会に速やかに報告を行う。

○名称 屋内広告物に対する効果的な規制等検討会

○委員

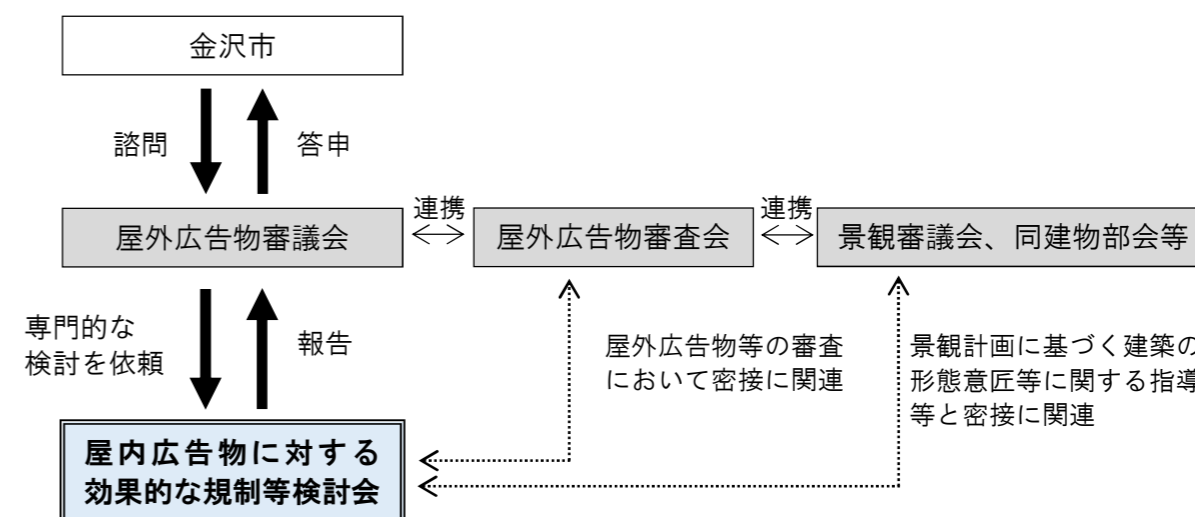
区分	氏名	所属役職等	関係審議会等委員（◎は長）
学識(サイン)	角谷 修	金沢美術工芸大学教授	◎広告審査会
学識(サイン)	寺井 剛敏	金沢美術工芸大学教授	◎広告審議会、 広告審査会
学識(建築)	川崎 寧史	金沢工業大学教授	景観審議会、 ◎建物部会
学識(建築・サイン)	宮下 智裕	金沢工業大学准教授	広告審議会、 広告審査会
関係団体	土田 佳弘	石川県屋外広告業協同組合 常任相談役兼理事	広告審議会、 広告審査会 景観審議会、 建物部会
関係団体	中島 祥博	金沢市商店街連盟会長	広告審議会
関係団体	番下 紀美夫	石川県建築設計監理協会 副会長	金沢都市美実行委員会
弁護士	中出 健作	弁護士	広告審議会

○設置期間 要綱制定・施行日から令和4年3月31日まで（1年間）

○検討事項

- (1) まちなか区域における屋内広告物の課題に関する事項
- (2) 規制の対象とする屋内広告物に関する事項
- (3) 屋内広告物に対する効果的な規制及び基準に関する事項

○委員を構成する審議会等との関係



3 今後の進め方

日程	項目	摘要
令和3年5月	屋外広告物審議会①	諮問、検討会の設置について 景観計画の変更・運用開始
6月	検討会①	
7月	屋外広告物審議会②	検討会①報告
8月	検討会②	
9月	屋外広告物審議会③	検討会②報告
10月	検討会③	
11月	屋外広告物審議会④	検討会③報告
12月	パブリックコメント実施	
令和4年2月	条例改正案上程	
3月	議決	
7月	運用開始	

のぼり旗の掲出基準の検討について

1 目的

のぼり旗は、屋外広告物法等において簡易な広告物に位置づけられ、製作や掲出が容易なことから、新規開店や特売、キャンペーンの周知に使われ、賑わいに一定の役割を果たすなど活用されている。しかし近年、細街路が多く歩道が狭いまちなか区域において、のぼり旗が恒常的に林立し、安全面及び景観面で支障となるおそれが生じていることから、わかりやすいのぼり旗の掲出基準を策定し、周知啓発や指導を行う際の指針とする。

2 検討のポイント（案）

のぼり旗の設置に関し、条例規則の基準は具体的な数値でないため、各店舗の良識に任されている現状といえる。

項目	基本要件（条例施行規則より）	課題となりうる事例	検討のポイント
設置数と設置場所	・狭い区域に集中して表示しない ・道路に沿い多数連続的に表示しない	・狭い間隔で大量に設置され、視野を遮っている ・道路上に、又は敷地から道路にはみ出して設置されている	・間隔や本数について、具体的な数値化に関する事 ・道路からの後退距離等、設置場所に関する事
交通安全への配慮	視野を妨げないもの等、道路交通の安全に支障がないもの		
景観への配慮	周囲の景観に適した意匠と色彩を有するもの	・多種類のデザインや形状ののぼり旗が、統一感なく設置されている	・種類の数について制限等、意匠や表示内容に関する事
安全性	安全な構造を有し、形状や意匠が構造物として、安定感を与える	・不安定な場所や方法で設置されている ・閉店後や強風時に設置されている	・安定した方法で設置する等、設置手法に関する事 ・設置する高さ等、設置位置に関する事

3 今後の進め方

日程	項目	摘要
令和3年5月	屋外広告物審議会①	諮問、意見聴取
7月	屋外広告物審議会②	基準素案検討
8月	市内商店街と意見交換会	
9月	屋外広告物審議会③	パブリックコメント案検討
10月	パブリックコメント実施	
11月	屋外広告物審議会④	基準案答申
12月	基準策定	
令和4年1月	周知啓発開始	
3月	基準運用開始	

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）（のぼり旗関係抜粋）

（規格の設定）

第11条 条例第15条に規定する規則で定める規格は、別表第4に定めるとおりとする。

別表4（第11条関係）

屋外広告物等の規格

2 基本要件

項目	要件
景観への配慮	(1) 都市の美観及び自然美を損なわず、 <u>周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとする。</u> (2) 夜間を対象とする屋外広告物等にあっても、昼間の美観を損なわないものとする。 (3) 屋外広告物等の裏面及び側面の不体裁な支柱、支杵等が露出しない。
安全性	(1) 構造が安全であり、かつ、 <u>その形状と意匠が構造物として安定感を与えるものとする。</u>
色彩	(1) 屋外広告物の地色は、けばけばしい色彩を避け、屋外広告物に使用する色の数もできるだけ少なくする。 (2) 附属物の着色は、屋外広告物等と調和するとともに、その施工も粗雑にならないものとする。 (3) 発光式及び反射式の素材は、できるだけ使用しない。
設置数と設置場所	(1) 意匠及び広告内容が同一であり、かつ、 <u>広告主が同一である屋外広告物等を狭い区域に集中して表示し、又は掲出しない。</u> (2) <u>道路に沿い多数連続的に表示し、又は掲出しない。</u> ただし、売出し広告又は祭礼等一時的に使用する屋外広告物を除く。
その他	(1) 交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。 (2) 屋外広告物等は、 <u>視野を妨げるものであってはならず、道路交通の安全に支障を及ぼすおそれがないものとする。</u> (3) 道路を占有して設置する屋外広告物等にあつては、道路法（昭和27年法律第180号）の規定による道路の占用許可及び道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による道路の使用許可を受ける。

3 規格

(3) 簡易な広告物

種類	規格
広告旗	大きさ 表示面積は、2平方メートル以内とする。

ラッピングバスガイドラインの改定の検討について

1 目的

日常的に公共空間を移動するラッピングバスは、良好な景観の形成に特に配慮が求められることから、本市では、4年間の試験運行等を経て、平成25年に「ラッピングバスガイドライン」を策定し、景観誘導を行ってきた。

今日、策定から7年が経過し、ラッピングバスがまちの賑わいに資する景観の構成要素として浸透、定着してきたと考えられることに加え、コロナ禍等を背景とした社会情勢の変化にも対応する必要が生じている。

このため、これまでのガイドラインの運用実績に対する検証や、市民アンケート等を行い、良好な景観の形成と、事業者の活用状況を踏まえた、新たな時代に対応するガイドラインの改定に向けた検討を行うこととする。

2 検討のポイント（案）

項目	現行ガイドラインの規定
走行台数の上限	市内を走行する路線バス台数の概ね10%程度
デザイン	キャラクター、写真の使用は1種類まで
1台に対する広告主	1台に対して複数の広告主が表示しない
1広告主あたりの台数	原則、1広告主あたり1台
適用範囲	市内に車庫を有し、主に市内を走行する路線バス 市外を行先とする高速バス等は適用外

※ 上記の項目は、これまでに広告主等から問合せがあったため検討候補としたものであり、改定することを決定したものではない。

3 今後の進め方

日程	項目	摘要
令和3年5月	屋外広告物審議会①	諮問、意見聴取
6月	市民アンケート調査	
7月	屋外広告物審議会②	アンケート結果報告、改定素案検討 パブリックコメント案検討
9月	屋外広告物審議会③	
10月	パブリックコメント実施	
11月	屋外広告物審議会④	改定案答申
12月	ガイドライン改定	
令和4年1月	運用開始	

参考 現在走行中のラッピングバス

